

平成 28 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 フューチャーアーキテクト株式会社  
代表者名 代表取締役社長 東 裕二  
(コード番号 4722 東証第一部 )  
問合せ先 執行役員 中島 由彦  
( T E L (03) 5740 - 5724 )

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 22 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- ( 1 ) 当社は、本日発表の「新設分割による持株会社制移行に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 28 年 4 月 1 日付で、当社の I T コンサルティング事業を新設分割により分社化し、新設するフューチャーアーキテクト株式会社に承継させ、持株会社体制に移行する予定です(当社は、同日付で商号をフューチャー株式会社と変更する予定です。)。これに伴い、現行定款第 1 条(商号)及び現行定款第 2 条(目的)の変更を行い、附則第 1 条をもって、これらの変更は、第 2 号議案「新設分割計画承認の件」が可決されることを条件として、平成 28 年 4 月 1 日付でその効力が生じることを明確にするものであります。
- ( 2 ) 当社は、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図るため、監査役会設置会社から、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、「改正会社法」といいます。)により創設された「監査等委員会設置会社」に移行することといたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、経営の効率性を高め、権限移譲による迅速な意思決定を可能とするための取締役への権限委任に関する規定の新設その他の所要の変更をするため、定款の一部を変更するものであります。
- ( 3 ) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ( 4 ) その他、上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙記載のとおりです。

本件に関するお問い合わせ先：

フューチャーアーキテクト株式会社 IR 担当 池内

IR 直通 Tel : 03-5740-5724 電子メール : [ir@future.co.jp](mailto:ir@future.co.jp)



<p>8. 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役ほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第15条～第17条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>18. <u>医療情報の収集、処理及び提供業務</u></p> <p>19. <u>不動産の売買、仲介、賃貸及び管理</u></p> <p>20. <u>発電事業及び電気、蒸気その他エネルギーの供給に関する事業及びエネルギーに関する情報の収集処理業務</u></p> <p>21. <u>倉庫業及び運送業並びに物流センターの管理運営及び物流情報の収集処理業務</u></p> <p>22. <u>知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡</u></p> <p>23. <u>経営、労務及び経理事務等の事務代行業</u></p> <p>24. <u>関係会社等の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、外国為替取引業務、資金運用業務及びこれらの代行業務</u></p> <p>25. 前各号に附帯又は関連する一切の事業</p> <p>第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役ほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u> &lt;削徐&gt;</li> <li>3. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会において予め定めた順序に従い、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>その任にあたる。</u></u></p> <p>第15条～第17条 &lt;現行どおり&gt;</p>
--	--

<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>20名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 &lt;条文省略&gt; &lt;新設&gt;</p> <p>— 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第21条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第23条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は<u>10名以内</u>、<u>監査等委員である取締役は5名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 &lt;現行どおり&gt; <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任するものとする。</u> — 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第23条 &lt;現行どおり&gt;</p>
---	---

<p>&lt;新設&gt;</p> <p>第 24 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 26 条 &lt;条文省略&gt; &lt;新設&gt;</p> <p>(社外取締役との間の責任限定契約)</p> <p>第 27 条 当会社は、<u>会社法 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(取締役への委任)</p> <p>第 24 条 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 25 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 27 条 &lt;現行どおり&gt; 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 28 条 監査等委員会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p>
---	--

<p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p> <p><u>( 監査役の員数 )</u> 第 28 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p><u>( 監査役の選任方法 )</u> 第 29 条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p> <p><u>( 監査役の任期 )</u> 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>( 常勤の監査役 )</u> 第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>( 監査役会の招集通知 )</u> 第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要がある時は、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p><u>( 監査役会規程 )</u> 第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p><u>( 監査役の報酬等 )</u> 第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>( 監査等委員会規程 )</u> 第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p>
--	--

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の定めにより、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第37条～第38条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第30条～第31条 &lt;現行通り&gt;</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>会計監査人の報酬等)</p> <p>第32条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第40条～第42条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第33条～第35条 &lt;現行通り&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>附 則</p>
	<p>第1条 <u>定款第1条(商号)及び第2条(目的)の変更は平成28年3月22日開催の定時株主総会で承認可決された新設分割計画に基づく新設分割設立会社の成立日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもって削除する。</u></p>
	<p>第2条 <u>当社は、平成28年3月22日開催の定時株主総会で承認可決された定款第1条(商号)及び第2条(目的)以外の定款の一部変更の効力発生前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p>